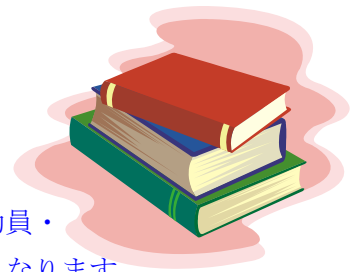


資格継続研修に関するQ&A



- Q 1 資格継続研修の対象者はどなたですか。
- A 1 平成19年4月以降に講習会を受講し救急法救急員・水上安全法救助員・家庭看護法介助員・幼児安全法支援員の資格を取得された方が対象となります。
- Q 2 いつから研修を受講できるのですか。
- A 2 認定証発行日より2年を経過してから資格有効期限の切れる1年間となります。
(受講資格欄の参考例をご確認下さい)
- Q 3 東京都支部以外で資格を受講したのですが研修を受けられますか。
- A 3 可能です。他府県で取得されても東京都支部で開催する研修に申し込みできます。東京都支部の書式にしたがってお申し込みください。
- Q 4 認定証を紛失してしまったのですがどうしたらよろしいですか。
- A 4 必ず認定証が必要となります。再発行の手続きをおこなってください。再発行は、取得した支部でしか発行できません。各支部で発行手続きが異なりますのでご確認ください。
*東京都支部では、電話で再発行のご連絡をいただいた後、本人確認を行ないますので身分証明証（免許証等）・印鑑・92円切手・封筒をご持参の上、東京都支部までご来所いただき再発行手続きを行なってください。（1週間程度でご郵送いたします）
- Q 5 救急法基礎講習修了者の認定証は継続されないのですか。
- A 5 されません。救急法救急員・水上安全法救助員資格は基礎講習修了者の認定証を含んだ継続内容となります。
- Q 6 資格継続研修は検定試験等行われますか。
- A 6 救急法・水上安全法については行ないます。継続に必要な内容を確認させていただきます。（家庭看護法・幼児安全法は特にございませぬ）
- Q 7 資格継続研修受講後、また2年を経過したら再度研修を受講すれば、資格を継続し続けられるのですか。
- A 7 続けられます。今後、研修を受講することによって継続は可能です。
- Q 8 受講資格の時期になったら案内はがき等は届くのですか。
- A 8 届きません。各自で有効期限を管理していただき、お申込願います。
- Q 9 資格継続を受講するといつまで継続されるのですか。
- A 9 有効期間が終了する日の翌日から3年間延期されます。
- Q 10 フォローアップ講習会とどう違うのですか。
- A 10 フォローアップ講習会は、各資格を取得した方が更なるレベルアップのために自ら受講するもので、資格継続研修とは異なります。